

# 「東京都緊急就職支援事業採用助成金制度」 をご活用ください！

東京しごとセンターでは、東日本大震災で被災された方の雇用・就業を支援するため、「東京都緊急就職支援事業」を実施しています。本事業の対象となる求職者を採用した企業等に助成金を支給します。

## ○対象となる求職者（東京しごとセンターのご利用者で下記の該当する方）

東日本大震災で被災された方で、都内での就業を希望される方

## ○助成金額

- ・正社員の場合：60万円
- ・6箇月以上の有期雇用契約の場合：30万円  
※女性及び55歳以上の高齢者等を採用した場合には、20万円の加算があります。

## ○主な支給要件

- ・東京都内に本社又は事業所等が所在していること。
  - ・東京しごとセンター及び都内公共職業安定所の職業紹介により、本事業の対象となる求職者を正社員又は6箇月以上の有期雇用契約により採用し、採用の日から通算して6箇月以上、都内の本社又は事業所で雇用していること。
  - ・事業対象者を採用後6箇月間、東京しごとセンターの職場訪問等を受け入れること。
- ※詳細については裏面をご覧ください。

### 【お問い合わせ】

東京しごとセンター

緊急就職支援事業担当

電話：03-5211-2900

### 【所在地】

千代田区飯田橋3-10-3

### 【ご利用時間】

平日：午前9時から午後5時まで

## 東京都緊急就職支援事業採用助成金について

### 【対象となる企業等の条件】

次の(1)から(6)の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 雇用保険の適用事業所となっている各種法人、社団、協同組合等の団体であること（個人事業主を含む）。
- (2) 東京都内に本社又は事業所が所在していること。
- (3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (4) 都税の未納付がないこと。
- (5) 暴力団等でないこと。
- (6) 支給申請日又は支給決定日の時点で、以下のいずれにも該当しないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行った者であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。

- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は更生手続の開始決定を受けた者
- イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者又は再生手続の開始決定を受けた者
- ウ 破産法に基づく破産の申立てをした者又は同破産宣告手続の開始決定を受けた者
- エ 会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者

### 【助成金制度の対象となる条件】

本制度の利用申請を行うためには、次の(1)から(3)の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 正社員か6ヵ月以上の有期雇いで雇用すること。
- (2) 採用者を雇用保険の適用とし、東京都内の本社又は事業所で雇用すること。  
(週の所定労働時間が20時間以上であること)
- (3) 就職後の支援として6ヵ月、東京しごとセンターの支援員による職場訪問を受け入れること。

※以下のいずれかに該当する場合は、助成金支給の対象外となります。

- ・同一人物の事業対象者に対して、東京都の採用に関する助成金等の支給決定を受けている場合
- ・企業等が東京都から委託事業を受託し、当該委託経費によって事業対象者に賃金等を支給する場合

### 【対象となる求人】

「東京しごとセンター」及び「都内公共職業安定所」経由で職業紹介した求人に限ります。

なお、上記の機関から職業紹介をした日以前に既に内定をしていた場合、または事業対象者を過去に雇用していた企業等と資本や人事、取引等の状況からみて密接な関係にある企業等が、新たに採用した場合には対象外となります。

### 【助成金額】

正社員の場合	60万円	女性及び55歳以上（採用日現在）の高齢者は20万円加算
6か月以上の有期雇用契約の場合	30万円	女性及び55歳以上（採用日現在）の高齢者は20万円加算

### 【注意事項】

○試用期間中と試用期間終了後の就業条件等に相違がある(※1)期間は、原則として定着支援期間に含まれません。

(※1) 賃金形態や賃金額が異なる場合、社会保険や雇用保険に未加入の場合等

○各種保険制度に基づき、雇用保険や社会保険（厚生年金保険、介護保険含む）に加入していること。

手続きが遅れた場合、助成金が支給されないことがあります。

(資格取得手続き：雇用保険は採用日の属する月の翌月10日まで、社会保険は事実発生から5日以内)

○以下に該当する場合、助成金が支給されないことがあります。

- ・賃金形態や保険加入等の就業条件が、事業所における通常労働者と同等の取り扱いでない。
- ・実際の就業条件や就業実態が雇用契約時と異なる。(賃金額が異なる、就業日数や時間が異なる等)
- ・実際の就業条件や就業実態が労働基準法に反する。

○理由の如何にかかわらず、休業期間及び欠勤期間は定着支援期間に含まれません。

○6ヵ月の継続雇用後、助成金支給申請書類の審査を実施します（申請に必要な書類を全てご提出いただきます）。

なお、雇用状況や就業状況、社会保険等の加入状況他、書類の内容によっては助成金が支給されない場合があります。

※この他、国の被災者雇用開発助成金の対象になる場合がありますので、詳細については最寄りのハローワーク又は東京労働局（助成金事務センター）へお問い合わせください。

「東京しごとセンター」は（公財）東京しごと財団が東京都から指定管理者として指定を受け運営しております。